

## 加入者保護信託のスキーム

## 1. 各構成者の事務

## (1) 委託者：振替機関

- ・ 受託者と、加入者保護信託契約を締結する。
- ・ 加入者保護信託契約を締結するときは、主務大臣の認可が必要。  
(負担金支払関係)
- ・ 振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産に充てるための負担金を支払わなければならない(各機関の法令上の義務として構成)。

## (2) 受益者

- ・ 振替機関又は口座管理機関の誤記録により損失を被る加入者(機関投資家等を除く。)

## (3) 受託者：信託会社(信託銀行)

- ・ 信託財産の管理・運用
- ・ 信託財産の運用報告書・決算報告書の作成
- ・ 運営委員会からの指図を受け、受益者に対する支払事務を担当

## (4) 運営委員会

- ・ 振替機関等が破綻した場合に、加入者保護信託による補償の必要性を審議し、受託者に対し支払を指図

## (5) 信託管理人

- ・ 通常時には受益者が確定していないため、受益者の利益を守り受託者を監督する機関としての役割
- ・ 受益者の代表として受託者の信託業務を監視  
要保全額の管理  
信託財産の運用報告書、決算報告書等のチェック 等

## 2. 想定されるスキーム例

